

台東区お土産館管理運営業務委託仕様書

1 業務名

台東区お土産館管理運営業務委託

2 業務目的

2025年放送の大河ドラマ「べらぼう ～蔦重栄華乃夢噺～」の放送に合わせ、大河ドラマ館に併設したお土産館を運営し、地元企業の商品や特産品を販売することにより地域活性化を図る

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
ただし、契約は年度ごとに締結するものとする

4 履行場所

台東区民会館9階特別会議室（特）（台東区花川戸2丁目6-5）

5 お土産館の基本情報

- (1) 開館期間：大河ドラマ館に準ずる
- (2) 開館時間：大河ドラマ館に準ずる
- (3) 休館日：大河ドラマ館に準ずる
- (4) 場 所：台東区民会館9階特別会議室（特）（台東区花川戸2丁目6-5）
- (5) 計 画 図：別紙のとおり（面積190㎡）

6 大河ドラマ館の基本情報

- (1) 開館期間：令和7年1月18日（土）から令和8年1月12日（月）まで ※ 予定
開館日数は350日程度を予定
- (2) 開館時間：午前10時から午後5時まで（最終入館時間は午後4時30分）
- (3) 休館日：毎月第2月曜日
年末年始期間（令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土））
施設停電検査日（2日間程度）
その他、展示替え又は施設設備の保守点検等の理由による臨時休館
- (4) 開設場所：台東区民会館9階ホール（台東区花川戸2丁目6-5）
- (5) 想定来館者数：50万人
- (6) 入館料：大人800円、小人400円

7 業務内容

(1) 事業計画及び運営計画の策定

- ① 本仕様書の内容を踏まえた事業計画及び運営計画を発注者と協議のうえ策定し、発注者に提出すること
- ② 本計画には、災害対応、混雑時の対応及び事件事故発生等の緊急時対策を盛り込むものとし、計画の進捗について適切に発注者に報告すること
- ③ 事業計画の策定時に、お土産館の名称を提案し、発注者の承認を得た上で決定すること
- ④ 事業計画は、令和6年9月末日までに提出し、運営計画は令和6年11月末日までに提出すること

(2) お土産館の管理・運営

① 体制

(ア) 全体統括業務

事業全体を統括する責任者を配置し、発注者との連絡調整及び本業務の遂行中は、緊急時の場合も含めて、諸事即応可能な体制を維持すること

(イ) 管理運営マニュアル等の作成

上記(1)事業計画及び運営計画に基づき、管理運営マニュアル、クレーム対応マニュアル、災害対応・避難誘導計画等必要な計画を作成すること

(ウ) 事業計画及び運営計画に基づき、物品販売を円滑に行えるよう、適正にスタッフを配置すること

(エ) スタッフが来館者に対して常に適当な接遇及び円滑な案内業務を行うことができるよう、教育及び指導を適宜実施すること。なお、スタッフの接遇及び案内の水準を維持するため、定期的に研修を実施すること

② 管理・運営

(ア) 本業務の遂行上必要となる諸官庁等への調整や申請・届出等について、全て受注者の責任において行うこと

(イ) 現金及び売上の管理を行うこと

(ウ) 毎営業日の日報を作成すること(業務の実施状況、事故・苦情等の対応状況、施設・設備の損傷及び不具合に関する事項、売上、その他発注者が指示する事項)。発注者の求めがあるときには速やかに提出すること

(エ) 月次報告書を作成すること(業務の実施状況、事故・苦情等の対応状況、施設・設備の損傷及び不具合に関する事項、売上、その他発注者が指示する事項)。月の終了後、発注者へ速やかに提出すること

(オ) 大河ドラマ館の運営事業者と連携を図り、柔軟に対応すること

③ 保険の加入

本業務の遂行にあたり、必要な保険に加入すること。また、スタッフを対象とし、必要な保険に加入すること。なお、加入する保険として、下記と同等程度のものとする

(ア) 施設賠償責任保険(対人対物共通支払限度額 1名1億円/1事故1億円)

(イ) 傷害保険(死亡・後遺症300万円・入院保険日額2,000円・通院保険日額1,000円)

④ 清掃業務

開館期間中、お土産館の日常清掃を行い、常に衛生的かつ清潔な状態に保つこと。なお、原則として清掃は開館時間外に実施すること

⑤ 環境衛生管理業務

廃棄物等は「ごみの減量化・資源化」に留意し適正に分別、保管、収集、運搬、処分（再生等含む）を行うこと。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により業務を遂行すること

(3) 販売エリア

① 開館準備

(ア) 話題性、拡散性等を確保しつつ、購買につながる工夫を取り入れ、本区の魅力を空間と商品で複合的に発信できる屋内装飾を施すこと。屋内装飾は、大河ドラマ館等の装飾との調和を図ること

(イ) 物販に必要な什器・設備等（レジ、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、陳列棚、陳列台、消耗品等）は発注者が用意すること。用意する什器・設備等は、屋内装飾との調和を図ること

(ウ) 商品の陳列方法、屋内の来館者動線等を考慮したレイアウトとすること

(エ) 発注者は館内に文化・観光情報コーナーを設ける。同コーナーの制作・設置費用は発注者の負担とし、8㎡程度を使用する

(オ) スタッフが着用するユニフォームを作製すること

(カ) 館内の設営については発注者と協議のうえ令和6年12月2日（月）以降に行うこととし、大河ドラマ館の開館と合わせて営業開始できるようにすること

② サービス

(ア) 購入者の利便性を考慮したサービス（配送、キャッシュレス決済など）を行うこと。

(イ) 区内事業者の販路拡大や売上向上など地域活性化に資する提案をすること

(ウ) 集客や購買につながるような販売企画・イベント等を提案すること。イベント等で館外にスペースを要する場合は、発注者と協議のうえ受託者の負担において用意するものとする

③ 商品の仕入れ及び販売・管理

(ア) 商品の取扱基準を提案し、発注者と協議のうえ決定すること

(イ) 取扱商品の選定及び仕入れを行うこと。取扱商品については以下のいずれかの要件を満たすものを優先して募集し、選定すること

- ・台東区産業振興事業団の補助を受けて開発された商品
- ・台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会オリジナルロゴマーク等使用商品
- ・台東区に本社または主たる事業所を有する事業者の商品
- ・台東区顕彰「江戸創業事業所」の商品
- ・蔦屋重三郎及び江戸文化に関係の深い商品

なお、以下に掲げる商品については、上記の要件を必ずしも満たす必要は無い

- ・飲料
- ・NHK及び関連会社の商品
- ・その他、発注者または台東区が認める商品

(ウ) 来館者ニーズに合った商品の種類別割合構成を考え、特色ある商品を取り扱うこと

(エ) 仕入商品については、安全性等信頼できる事業者から仕入れることとし、受注者が販売商品の瑕疵についての責任を負うこととする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については、適温管理を行って鮮度及び品質の保持に努め、消費期限等を厳守すること

(オ) お土産館内での飲食物の調理及び館内で調理した飲食物の販売提供は行わないこと

④ 納入金

(ア) お土産館での利益(「売上額－出品事業者への支払額」※税抜き)の50%以上を、納入金として各月末まで発注者指定の口座に入金すること

(イ) 収入について、明細とともに発注者へ毎月報告すること

⑤ 現状復旧

お土産館の撤収および現状復旧は、大河ドラマ館閉館後から令和8年1月末日までに行うこと

8 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議のうえ変更することができるものとする

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする

9 特記事項

(1) 発注者はバックヤード(特別会議室(中)※大河ドラマ館と共用)に、受注者の事務所用スペースを用意する。なお、同スペースにおける業務に必要な備品等は全て受注者が用意すること。なお、お土産館の一部をバックヤードに使うことは差し支えないものとするが、その範囲は20㎡以下にとどめること

(2) 光熱水費は、発注者または台東区の負担とする。ただし、業務上インターネット回線の設置が必要となった場合は、必要な仕様について発注者と協議のうえ受注者の負担で契約及び設置すること。また、その場合の通信費は受注者の負担とする

(3) 本業務に従事するスタッフについて、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)等の関係法令を遵守すること

(4) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること

ア. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること

ウ. できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること

（5）障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること

（6）道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受注者の責任においてヘルメットの着用を努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること

10 担当

台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会事務局

（台東区 文化産業観光部 文化振興課 大河ドラマ活用推進担当内）

〒110-8615 台東区東上野4丁目5番地6号

TEL 03-5246-1118

FAX 03-5246-1515

MAIL tsutaju.m3t@city.taito.tokyo.jp

台東区民会館図面

